

がんばろう大月商い商品券取扱店募集要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴い売り上げが減少している市内事業者への早急な支援が必要であることから、地元消費の拡大と地域経済の活性化を促すことを目的とした「がんばろう大月商い商品券事業」において、がんばろう大月商い商品券（以下「商品券」という。）の取扱店を募集するために必要な事項を定める。

(対象事業者等)

第2条 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い売上が減少している中、がんばって商いをしている事業者で、市内において飲食店、小売店、サービス業等の個人向けの事業を営み、かつ店舗等を有する事業所を対象とする。

2 商品券取扱店（以下「取扱店」という。）は、がんばろう大月商い商品券事業実施要綱を遵守すること。この他公序良俗等に反する行為を行った場合は、大月市（以下「市」という。）は第4条の登録を取り消すことができる。

(申込方法等)

第3条 取扱店として登録を希望する者は、別紙1の「がんばろう大月商い商品券取扱店加入申込書」を以て申し込むものとする。

2 取扱店の申込期限は、令和2年7月15日までとし、次条において登録した者について、がんばろう大月商い商品券取扱店一覧を作成し、利用者に対して周知するものとする。

3 前項の申込期限以降は、令和2年11月30日まで取扱店の募集を受け付け、市ホームページにて周知するものとする。

(登録)

第4条 市は、前条において申込を受け付けたものに対し、取扱店として登録を認める場合には、別紙2の「がんばろう大月商い商品券取扱店登録証明書」を配付する。

(商品券の概算払い)

第5条 市は、取扱店から別紙3の「がんばろう大月商い商品券取扱店請求書」の提出があった場合、プレミアム分の10万円（市負担分）を限度として概算払いするものとする。ただし、商品券が売れ残った場合は、商品券の残数に応じて、精算手続きを行うものとする。

(商品券の精算方法等)

第6条 市は、特定取引において商品券が使用された場合は、取扱店に対し、その券

面金額のプレミアム分に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱店は、令和2年12月31日までの特定取引において受け取った商品券及び別紙4-2の「がんばろう大月商い商品券事業の商品券取扱店に伴うプレミアム分の精算手続きについて」を提出して、精算を申し出る。
- 3 精算の方法は、取扱店の指定口座への振替の方法による。口座振替は、完了報告書の提出時において、申出を受けた商品券について行う。

(商品券の概要)

第7条 商品券について次のとおり定める。

- (1) 商品券は、額面500円券12枚綴りの6,000円分を1セットとし、5,000円で販売する。販売方法は、取扱店において店頭販売する。購入限度枚数は、購入者一人につき、取扱店毎に2セットまで購入できる。
- (2) 商品券の購入者は、市内外を問わず、誰でも購入できる。また、購入した商品券の使用範囲は、商品券を購入した取扱店に限るものとする。
- (3) 取扱店1店舗あたり商品券を100セット配付する。
- (4) 商品券の販売及び有効期間は、令和2年8月1日から令和2年12月31日の間とし、商品券が売り切れ次第、商品券の販売は終了とする。また、いかなる理由があっても、有効期限後の商品券の使用はできない。

(完了報告書)

第8条 取扱店は、本事業が終了次第、別紙4の「がんばろう大月商い商品券事業完了報告書」を市へ提出すること。なお、完了報告書の提出期限は、令和3年2月1日までとするが、商品券が売り切れた場合は、速やかに提出するものとする。

(遵守事項)

第9条 取扱店は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品券を販売する際、商品券の指定された場所に店名印等を押印すること。
- (2) 商品券の転売を行わないこと。
- (3) 商品券と現金との交換はしないこと。また、商品券額面以下の利用も可能とするが、つり銭は支払わないこと。
- (4) 商品券が使用できないもの
 - ・不動産及び金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 偽造商品券を発見した場合は、利用を拒否して、速やかに市まで連絡すること。

(6) 商品券の販売を適正に行うため、商品券の管理を含め、販売状況を日報等で管理すること。また、商品券が売り切れた場合は、速やかに、市へ報告し、利用者に対しては、店頭などで周知を図ること。

(その他)

第10条 本事業の商品券の発行者は、取扱店の事業者となり、商品におけるサービスの提供または、諸問題が発生した場合などは、事業者の責任において処理するものとする。